

平成29年第1回上里町議会定例会会議録第3号

平成29年3月7日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出承認第 1 号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出議案第 1 号) 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 2 号) 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 3 号) 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 4 号) 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 5 号) 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 6 号) 上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 7 号) 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 8 号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第 9 号) 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第 10 号) 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第 11 号) 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 (町長提出議案第 12 号) 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

- 日程第20 (町長提出議案第13号) 第5次上里町総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第21 (町長提出議案第14号) 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第22 (町長提出議案第15号) 上里町町道路線の廃止について
- 日程第23 (町長提出議案第16号) 上里町町道路線の認定について
- 日程第24 (町長提出議案第17号) 財産の取得について
- 日程第25 (町長提出議案第18号) 平成28年度上里町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第26 (町長提出議案第19号) 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第27 (町長提出議案第20号) 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第28 (町長提出議案第21号) 平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第29 (町長提出議案第22号) 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第30 (町長提出議案第23号) 平成28年度上里町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第31 (町長提出議案第24号) 平成28年度上里町下水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員 (14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	岸智敏君
総合政策課長	岡村拓哉君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	望月誠君	町民福祉課長	板垣延雄君
子育て共生課長	山田隆君	健康保険課長	山下容二君
高齢者いきいき課長	山口圭子君	まち整備課長	稲岡信行君
産業振興課長	南雲定夫君	上下水道課長	宮下忠仁君
学校教育課長	高橋淳君	学校指導室長	福島彰君
生涯学習課長	金井孝君	郷土資料館長	丸山修君
会計管理者	小暮伸俊君		

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 神村輝行

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（納谷克俊君） 日程第7、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

平成28年9月定例会において、御議決賜りました一般会計補正予算（第2号）に、旧中央公民館解体工事に伴う工事請負費を計上したところでございますが、工事開始前にアスベスト飛散防止対策を徹底するため、詳細に調査を行ったところ、トイレ天井板とダクトパッキンにアスベストが含有していることが判明いたしました。

そのため、アスベスト除去工事を追加し、変更契約を締結するための増額補正並びに繰越明許費補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年12月28日に平成28年度上里町一般会計補正予算（第5号）の専決処分を行ったものでございます。

次に、予算内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,967万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

2ページにつきましては、第1表歳入歳出予算の補正でございます。

歳入の款19繰越金は、90万4,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計では、現予算に対し90万4,000円を追加し、94億5,967万3,000円とするものでございます。

次に、歳出の款9教育費、項4社会教育費は、90万4,000円の増額補正となります。

内容は、旧中央公民館解体工事におけるアスベスト除去工事を追加するための経費を算出した結果、増額したものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計同様に現予算に対し90万4,000円を追加し、94億5,967万3,000円とするものでございます。

次に、歳出の「第2表 繰越明許補正」の説明でございます。

アスベストを特別管理産業廃棄物として処分する際には、管理型最終処分場の所在する県への申請・許可が必要であり、申請書受理から許可までに1カ月から1カ月半の期間を要し、許可を受けた後に埼玉県へも届け出が必要となります。申請・許可・届け出が済まない限り、建物本体の解体に着手することができないため、年度内に解体工事完了ができないことが確定的となりましたので、事業を引き続き行うため繰越明許費の補正を行ったものでございます。

なお、当初契約の工期は、平成29年2月28日でありましたが、変更契約での工期は、平成29年6月30日としたところでございます。

また、解体工事現場にはアスベストがあるといった点、現場を放置しておくことによる建造物への不法侵入等を誘発してしまうといった点に配慮し、現場の安全管理面を重視すると、解体作業を間断なく円滑に進める必要がありましたので、専決処分により予算化させていただいたものでございます。

以上で、平成28年度上里町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御承認の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第1号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第8、町長提出議案第1号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

平成27年9月9日に、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布をされました。

今回の改正法では、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携に関する規定の整備が行われ、番号法別表第2の情報連携に加えて条例等で定める独自利用事務の情報提供のできる規定が新たに第26条として定められました。これに伴い条ずれが起こったため、引用規定の改正が必要となったものでございます。

また、平成28年12月28日に施行期日を定める政令が公布され、平成29年5月30日から施行することとなりました。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第26条の3第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改めます。

なお、附則として施行期日を規定し、政令の規定とあわせまして平成29年5月30日からの施行といたします。

以上で、上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第2号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第9、町長提出議案第2号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたため、当該改正に伴う関係規定を整備したく所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正概要を御説明申し上げます。

人事院は、平成28年8月8日の人事院勧告において、「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告」を公表いたしました。この勧告では、近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事との両立を支援し、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう措置が確保されることの重要性に鑑み、介護休暇の分割取得を可能にし得ること、介護時間を新設すること及び法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象と

すること等について制度化することとしております。これを受けまして、政府は国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正をいたしました。これに対しまして地方公務員の制度といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正したため、町においても同様の改正が必要となったわけでございます。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正をいたします。

改正点を申し上げますと、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定をしております。

第8条の2第1項中の「子」の範囲の拡大をいたします。1つ目といたしまして、民法第817条の2第1項の規定により、職員が当該職員との間における同項に規定をいたします特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該職員が現に監護中にある子。2つ目といたしましては、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第2号に規定します養子縁組里親である職員に委託されている児童。3つ目といたしまして、1つ目と2つ目に準ずる者として規則で定める旨を規定しております。

第8条の2第4項につきましては、前3項の規定を第15条第1項に規定をいたします要介護者において準用する旨の規定をしております読みかえ規定となっております。今回の改正で、職員が要介護者を介護するために請求した場合、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないとするものでございます。

続きまして、第14条の特別休暇関係については、第2項第6号の育児時間について「子の範囲」も拡大に伴い、男性職員が配偶者と同時に取得する場合の調整規定に係る「親」の範囲の拡大する旨の規定となっております。拡大範囲につきましては、第8条の2で規定いたしました子の拡大範囲と同様になります。

続きまして、介護休暇の規定をしております第15条の改正についてですが、介護休暇は介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内とされておりますが、これを3回まで分割して請求できるようにするものとする旨の規定となります。

続きまして、新設されます第15条の2につきましては、介護時間の規定となります。介護時間は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年間の期間内とされ、介護のため1日につき2時間を超えない範囲内で勤務をしないことを認めるものとし、介護時間を取得した日については、その勤務をしない1時間につき給与を減額する旨の規定としております。

第11条については、介護時間を新設したことによる文言の整理、第16条第4項については、

第15条の2の条文を新設したことによる条ずれの整理を行うものでございます。また、第17条の改正については、任命権者の承認を受けなければならない休暇に介護時間を追加するものでございます。

次に、第2条の上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての条文概要の説明を申し上げます。

育児休業法第2条第1項の条例で定めるものについて規定するため第2条の2を新設をいたします。児童の親等、児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員が、第6条の4第1号に規定する養育里親として委託された者としております。第2条の3につきましては、第2条の2の新設に伴う条ずれの整備を行うものでございます。

続きまして、第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める再度の育児休業ができる特別な事情の追加となります。内容といたしましては、同一の「子」について、再度の育児休業ができる特別な事情として、特別養子縁組の成立の審判が確定しないまま民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合及び養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合を追加するものでございます。

続きまして、第10条については、育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める育児短時間勤務の終了後、1年を経過せずに再度の育児短時間勤務ができる特別な事情の追加となります。内容といたしましては、第3条と同様の内容となります。

続きまして、第22条では、部分休業と介護時間を同日に取得する場合において、その両方の取得時間を合計して1日に2時間までとするよう調整する旨を規定しております。

最後に、附則について御説明を申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日を規定しており、平成29年4月1日からとしております。附則第2項につきましては、経過措置について規定をしており、改正前の上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条に規定する介護休暇の承認を受けた職員については、取得初日から起算して6月を超えない期間がある場合には、残りの期間を3つの期間に分割して介護休暇を取得することができる旨を規定をしております。

以上をもちまして、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 新旧対照表の5ページなんですけれども、一番下のほうの17条、病気休暇、特別休暇（町規定で定めるものを除く）とありますが、この町規定で定めるものを除くというのはどのような休暇なのか説明をお願いします。

○議長（納谷克俊君） 総務課長。

暫時休憩いたします。

午前9時24分休憩

午前9時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

休暇の除くという部分でございますけれども、承認の休暇を除くという部分につきましては、条例の第4条第2項の第3号に出産の場合、出産予定日の6日間から産後8週間を経過するまでの期間の休暇についてを除くという内容でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） わかりました。ありがとうございました。

それと、次に、同じく新旧対照表の9ページの改正後のほうの第22条の2、この6行の勤務時間、条例云々から始まる文章なんですけれども、これが理解度が悪くて理解できないので、わかりやすく説明を求めたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（納谷克俊君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

この場合の条例の内容につきましては、総時間で1日2時間を超えないということですので、もし育児時間または介護時間等を受けて勤務した場合については、部分休業の承認はその2時間の中から除いた形の部分休業ということでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 職員が働き続けるために介護時間がとれたり、育児時間がとれたりしていく、そういう内容が拡大していくことには、とてもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、実際問題、育児時間というのはもう既にとれているじゃないですか。現状でどのような使われ方をしているのか、1日2時間まではとれるわけですよね。介護時間については、これからこれが決まったらということになると思うんですけども、現状、使える制度がどのくらい使えているのかなということでお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

育児の関係につきましては、育児短時間勤務、それから部分休業、それから育児時間という形で短時間の場合ございます。今現在、部分休業という形で午前中1時間、それから終わる前の1時間という形でとっている職員が中心でございまして、今現在は育児時間についてはとっている職員はございません。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第10、町長提出議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休

暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申上げました議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、職員の福利厚生の上昇並びに職員の心身のリフレッシュを目的として、夏季休暇の取得期間を変更したいので、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

町職員の休暇制度につきまして、有給休暇以外の休暇制度として、病気休暇、介護休暇、組合休暇等が整備をされておりますが、その中でも特別休暇といたしまして、「特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇」と定義されております。町としては、現在のところ21種目の特別休暇がございますが、今回の改正では、福利厚生観点から夏季において心身の健康の維持及び増進を図る場合とする、いわゆる夏季のリフレッシュ休暇の取得期間について、現行の「7月から8月までの2カ月間」を「6月から9月までの4カ月間」に拡大するものでございます。

近隣の本庄市、そして他の児玉郡2町は「7月から9月まで」とする「3カ月間」という上里町より1カ月長い状況と埼玉県夏季休暇の取得期間である「6月から9月までの4カ月間」という状況も踏まえての改正でございます。

町では、平成24年度からは職員に対し、7月及び8月に5日間の夏季休暇、そして7月から10月までは2日間の職務免除として、最大合計7日間の取得を可能としております。

職員の休暇面において、町では職員のワーク・ライフ・バランスを考慮いたしまして、連続休暇が取得しやすい環境整備を構築するための措置と考えております。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

特別休暇制度を規定しております第14条第2項第17号中「7月1日から8月31日」までを「6月1日から9月30日」までに改めるものでございます。改正に伴い、夏季休暇の取得期間が現行の「2カ月」から「4カ月」と変更になります。

最後に、附則についてですが、施行期日を規定してございまして、平成29年4月1日から施行とし、平成29年度からの夏季休暇について適用するものでございます。

以上で、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第11、町長提出議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町の児童生徒の確かな学力の育成を図るため、学校教育及び教職員に対する直接的指導・助言を行う学力向上指導員を配置したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、概要でございますが、上里町では「学びとふれあいの町」を実現するため、平成27年12月に「上里町教育大綱」を策定し、学びを通して豊かな心と活力を育む教育の推進に向け、「教師の授業力の向上」と「子どもの学びを支える学習環境の充実」に取り組んでおります。

そこで、上里町の児童生徒の学力向上を図るため、学校教育及び教職員に対する直接的指

導・助言を行う「学力向上指導員」を非常勤特別職として配置するに伴い、月額報酬を定める内容の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

別表の「就学支援委員会委員」の項の次に「学力向上指導員 月額15万7,000円」の項を加えるものでございます。

附則でございますが、施行期日を定めており、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 昨日の全協の中でも説明ありましたが、その中の説明ですと、学力向上指導員というのは1名だということと、それから勤務時間、勤務日数というのが週3日以上というふうに聞いたと思うんですけども、本町には2つの中学校と5つの小学校があるわけです。そういうことから考えてみますと、1名でこの7校の児童生徒、7校を1人でカバーするというのは、ちょっと荷が重いかなというふうに、昨日説明を受けた後で思ったわけですけども、それともう一つは、3日以上ということになると、単純に3日にしても月に12日勤務ということになるかと思えます。その15万7,000円を案分してみますと時間当たり1,600円程度の時間給になるんですけども、この辺が妥当なのかどうか。

まず、1点目のほうが私はもう少し充実したほうがいいんじゃないか。具体的に言えば、二、三名置いたほうが全校カバーできるんじゃないかなというふうなことなんですが、その辺について説明をいただければと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 齊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今、1名ではちょっと荷が重過ぎるのではないかという話でございました。直接指導をこの指導員1人に全てをやらせようということではございません。現に指導室のほうに指導主事2人配置をさせていただいております。したがって、現在の指導主事2人ではちょっとまだ

回り切れないという、いわゆる通常業務がございますので、全校を綿密に指導するということは非常に難しい部分がございますので、それを補完していただく。いわゆる他の業務をせずに学校に指導に入っていただくという考え方で1名を増やさせていただいたというものでございますので、これからどんどん指導していただくわけですけれども、重いようでしたらまた考えなくはないかなというふうには思っております。

いずれにしろ、直接的に学校訪問をしていただいて、授業に入っていただいて、後ろから見ていただいて、直すべきところがあれば、この辺のところはちょっと子どもの扱いはこうしたほうがいいですよというようなアドバイスをしていっていただくと。いかにして教員が子どもたちに目が向けられるか、目が向けた指導ができるかということを中心に指導をしていただく予定で今考えているものでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

15万7,000円の設定につきましては、同じ教育委員会の中で分野は異なりますが、社会教育指導員の方が15万7,000円で週3回勤務されておりますので、それと同額、参考にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ついででもう一つ。附則のところで29年4月1日から施行するとありますけれども、施行に当たっては、あと1カ月足らずというところなんです、その辺のスケジュール的なカリキュラムみたいなものはできているんじゃないかなと思うんですけれども、今、教育長が説明していただいたように、主事というのが2名おるということで、実際にその授業の中に入っていったらどうのこうのというのではないという説明を受けました。それは大体私も認識していたところですが、例えば7校の小中学校をカバーするわけですけれども、今月はこうだとか、来月はこうだよというふうな、ある程度のスケジュール的なものがもうできているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の年間の流れ、そういうものができていけば、簡単で結構ですから説明していただければと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 簡単なスケジュールという話でございますけれども、基本的には校内の授業研究、各学校が年6回から7回、もっと多いところは10回くらいの授業研究をやっておりますけれども、その授業研究には必ず入っていただくというのが1つございます。もう1点は、各学校がオープンにしない、校内だけの研究がありますので、それらにつきましては、毎月、校長会がございまして、その校長会の席で日程調整をしながら公表しているという形をとっております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 昨日の全協でもちょっと質問させていただきましたけれども、今回のこの学力向上指導員の任務とすれば、教員の向上に力が置かれているのかなというふうに思ったりします。子どもたちの学力向上のために教員の方たちの指導力をアップする、助言をするための方を設置するという考え方で捉えていいのでしょうか。私は、教員がみずから学んだりすることはとてもいいことだと思うんですけども、それは研修の場、さまざまな場所があると思っています。子どもたちに直接、やはり手厚く一人一人をしっかりと見るという観点からいけば、少人数学級であるとか、それぞれの学校にフリーの教員を配置して、困難な学級に決まった人が繰り返し入っていけるような応援体制のほうが生きていくんじゃないかなというふうに思うところです。

全協の中でも説明を受けましたけれども、県内でもこういう配置をしている例はないという。非常勤特別職で学力向上指導員の配置はない。そこに先駆けていくというチャレンジをするわけなんですけれども、私は全県的に見ると、少人数学級だとか、子どもたちに手厚い配置、そちらのほうがより望まれるところかなと思っているところなんですけれども、そうしたことの議論はされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 全協でもお答えさせていただきましたけれども、少人数学級あるいは手厚い子どもたちへの指導という話でございますけれども、実は上里町にも県の県費教職員でたくさん、いわゆる加配教員が入っております。少人数指導をするため、授業改善するための加配ですとか、あるいは特別に手のかかる子どもたち、あるいは面倒を見なくてはならない子どもたちに対する特別配慮の加配ですとか、あるいは施設を抱えている上里中、七本木小には、施設加配というようなフリーで動ける教員がたくさん配置されております。また、町で

も3年生で38人を超えた場合には町の職員を1人配置して、いわゆる少人数で指導ができるような体制も現在とっておるところなんです。

したがって、そのような体制をとっている中で、さらに子どもたちの学力アップを考えた場合には、教員がどのように子どもたちと接し、どのような指導をしていったらいいのか、あるいはどのような寄り添い方をしていったらいいのかということも大変重要になってまいります。1時間の時間の流れの中で、教員がどのように子どもと、あるいは教室の中でどのような動きをしたら子どもたちに十分な学力をつけるための指導ができるのかというような視点も今求められているところなんです。そういうところを見ながら、あの場面ではこういうふうにしたらどうだったんですかというようなアドバイスをしていただける、そんな指導者を今望んで、今回このようなものを設置させていただいたというのが理由でございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第12、町長提出議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、町の行財政運営の安定性を継続して確保するため、上里町長、副町長及び教育委員会教育長の給与等の特例措置を継続したく本案を提出するものでございます。

平成27年4月から改正施行しました本条例によりまして、町長及び副町長の給与の減額率10%、教育委員会教育長の給与の減額率8%を実施しており、この特例の適用期間が本年度末の平成29年3月31日までと規定をされております。

しかしながら、県内の他団体の減額状況を勘案し、また町の行財政運営の安定性を継続して確保するべく、さらに1年間延長し、特例を「平成30年3月31日まで」とする改正でございます。

第1条では、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、特例措置の期間を1年間延長するものでございます。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部改正でございます。第1条と同様に、附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、特例措置の期間を1年間延長するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を規定しておりまして、この条例は公布の日から施行といたします。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明といたします。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 町長提出議案第6号 上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第13、町長提出議案第6号 上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由といたしましては、平成27年4月開始の2年間の特例措置におきまして、一般職職員の旅費日当について、本則上では「1,500円」のところ、特例条例を適用し、条件つきで「750円」の額で支給しておりましたが、県内の他団体の支給状況を勘案し、一般職職員等の旅費日当に関する所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例による2年間の特例期間の終了を3月末に控え、特例条例を期限どおり「平成29年3月31日」限り失効させ、本条例を改正することで、特例条例と同様の条件つきの出張に限り、日当を支給する改正を行うものでございます。

それでは、改正条文について御説明を申し上げます。

まず、別表の名称の改正といたしまして、第10条及び第11条中の「別表第1」を「別表」に改めまして、また第12条から第15条までの規定中「別表第1の」を「別表に規定する」に改めるものでございますが、この改正は、別表が1つのみとなったため、「第1」を省くものでございます。

続きまして、別表第1の改正ですが、こちらにも別表名称を「別表」に改正し、「第15条」を「第15条関係」とし、実費の項目当（1日につき）の欄中「近隣市町村への出張を除くその他

地域への出張の場合1,500円」を「宿泊を伴う出張又は片道100キロメートル以上若しくは行程200キロメートル以上の日帰りの出張の場合1,500円」に改め、同表中「近隣市町村とは、本庄市、美里町、神川町、藤岡市、高崎市（新町地域に限る。）、玉村町及び伊勢崎市とする。」を削ります。

なお、1,500円の旅費日当を支給する条件は、特例条例の内容と同一内容を規定しております。

最後に、附則についてでございますが、第1項では、施行期日を定めておりまして、平成29年4月1日から施行とさせていただきます。

第2項では、改正条例にかかわる経過措置を定めております。改正後の「1,500円」の規定を4月1日以後に出発する旅行について適用し、3月31日に出発した旅行については、従前の例として、特例条例により「750円」を支給する旨を規定しております。

以上をもちまして、上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案及び内容説明といたします。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第7号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第14、町長提出議案第7号 上里町在宅重度心身障害者手当支給

条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、埼玉県障害者生活支援事業補助金要綱の改正を踏まえ、上里町在宅重度心身障害者手当の支給制限の見直しのため所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

まずは、制度概要につきまして御説明を申し上げます。

この上里町在宅重度心身障害者手当は、一部の町単独事業を除き、埼玉県障害者生活支援事業補助金を受けて実施をしており、支給額は月額5,000円となっております。

手当の趣旨につきましては、精神や身体に重度の障害を持ちながら在宅で生活を送っている方の精神的な負担、経済的な負担の軽減を図る目的の手当でございます。

今回の改正内容は、埼玉県の在宅重度心身障害者手当支給事業に係る支給制限施設の見直しにより、埼玉県障害者生活支援事業補助金要綱別表1が改正されたことによるもので、児童福祉法に規定する施設に入所している場合を手当の支給対象外に追加するものでございます。これにより、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の参照条文が変更されたため、条番号のずれが生じております。また、「収容されている者」を「入所している者」に改めますのは、文言の整理となります。

今回、県の補助要綱が改正されまして、町ではそれに基づいた改正を行い、事務根拠となる条例に矛盾が生じないように改正するものでございます。

以上で、上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） そうしますと、県の補助要綱が変わって、今まで支給対象であった方が支給対象から外れる部分が出てくるという解釈でいいのかなというふうに思うんですけれ

ども、上里町におきましては、今現在の支給対象者、そして、この条例が変わることによって対象外となる方が何名おられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 板垣延雄君発言〕

○町民福祉課長（板垣延雄君） 沓澤議員の御質問に対して御説明を申し上げます。

現在、上里町でこの条例の変更によりまして対象外となる方は1人もいらっしゃいません。

○議長（納谷克俊君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） それでは、全県的にはどうなのでしょう。いわゆる児童福祉施設に入所している方を除くということです。何人か対象が出てくるんじゃないかなって思うんです。今現在、上里町に対象者がいないとしても、今後そうした入所が可能になったりした場合には対象から外れてしまうというふうに考えられるのではないかなというふうに思います。月額5,000円のわずかな支給なんですけれども、児童福祉施設に入所していたとしても、障害を持っていることで非常にさまざまな医療費もかかったりとか、さまざまな負担、それによる負担であるとか、生活していくために必要なものを購入するとか、さまざまなことに対する5,000円の支給なんじゃないかなというふうに思ったりしますのでお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 板垣延雄君発言〕

○町民福祉課長（板垣延雄君） 沓澤議員の御質問に対して御説明を申し上げたいと思います。

全県下の数字につきましては、今のところ、私どものほうに情報として入っておりません。また、今後、対象外の方が発生する可能性としては、お話しのとおり可能性としては実際ございます。

それとあと、もう1点、在宅の重度心身障害者手当の支給という観点から、やはり在宅の方を中心に考えさせていただいている条例となっておりますので、施設入所の方に関しましては、その施設入所においてさまざまな障害福祉サービスを受けられているかと思っておりますので、その辺を除かせていただいているような形となっております。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第15 町長提出議案第8号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第15、町長提出議案第8号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申しあげました議案第8号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成28年12月22日に平成29年度政府予算案が閣議決定されたことにより、平成27年度から実施されていた介護保険第1号被保険者保険料率の減額に対しての公費負担が継続されるに当たり、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定を受け、介護保険法の一部改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を行っておりましたが、平成28年12月22日に平成29年度政府予算案が閣議決定され、現行の第一段階の方への保険料軽減が継続されることとなったことを踏まえまして、一部改正するものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

介護保険の現行第一段階の方の保険料減額について規定しております第3条第2項中、「平成27年度から平成28年度まで」を適用年度につきまして1年継続し、「平成27年度から平成29

年度まで」と改めるものでございます。

第1号被保険者のうち介護保険法施行令第38条の規定に基づきまして、9段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されておりますが、このうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合をすることとされております。当初、基準額に0.5を乗じた2万7,900円としていたものを0.45を乗じた2万5,100円と軽減され、保険料率の減額に対しての公費負担が継続されるに当たり、平成28年度までとされていたものを平成29年度までとするものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項で施行期日を平成29年4月1日から施行するものと規定し、また第2項では経過措置として、この減額賦課に係る改正規定は平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度以前の保険料については従前の例によるものとするものでございます。

以上で、介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第9号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第16、町長提出議案第9号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、長久保公園テニスコートのコート1面当たりの利用単位並びに利用料金の変更をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、長久保公園のテニスコートについては、2時間単位の貸し出しと定められ運用しておりますが、昨今のテニス人気もあり、テニスコートの需要は多い状態でございます。こうした中、1時間や3時間といった利用を希望する声も多く、より利便性を向上させるため、また近隣市町でも1時間単位で貸し出しをしている施設があることから、このたびの変更を行うものでございます。

以上で、上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第10号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第17、町長提出議案第10号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、水道事業及び公共下水道事業の権限を行う者について、名称の整合性を図るべく所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要について御説明申し上げます。

上里町水道事業及び公共下水道事業に係る条例につきまして、おのおのの事業の権限を行う者の名称規定の整合性を図り、整理、見直しを行うための改正でございます。

次に、内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第3条第2項中「上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

次に、第2条でございますが、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第4条中「（以下「町長」という。）」を「（以下「管理者」という。）」に改め、第8条各号、第18条及び第22条中「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第3条でございますが、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について規定をするものでございます。

第3条第1号中「水道事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

次に、第4条でございますが、上里町下水道条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第3条中「公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に、「その他町長」を「その他管理者」に改めます。

第4条第3号及び第6条中「町長」を「管理者」に改めます。

第7条第1項中「町長」を「管理者」に改め、「町の職員」を「管理者」に改め、同条第2項中「前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において」を「管理者は、前項の検査をした場合において」に改めます。こちらの改正は、第1項の改正に伴う引用表記を変えるものでございます。

第8条、第10条第3項ただし書き、第11条、第12条、第13条第2項、第14条第2項、第15条、第16条第2項、第18条並びに第19条第1項及び第2項中「町長」を「管理者」に改めます。

第20条第1項中「町は」を「管理者は」に改め、同条第2項ただし書き及び第3項中「町長」を「管理者」に改めます。

第22条から第25条までの規定中「町長」を「管理者」に改め、第27条第1項中「町長」を「管理者」に改め、同条第2項中「町は」を「管理者は」に改めます。

第28条、第29条第1項中及び第30条中「町長」を「管理者」に改めます。

次に、第5条でございますが、上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について規定するものでございます。

第1条中「（以下「町長」という。）」を「以下「管理者」という。）」に改め、第2条第2項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第2項、第8条第1項、第9条並びに第10条中「町長」を「管理者」に改めます。

最後に、附則の内容であります。施行日を定めており、平成29年4月1日から施行といたします。

以上で、上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 町長提出議案第 11 号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第18、町長提出議案第11号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、町の一般職員に準じ、企業職員の扶養手当、介護休暇等を整備したく所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正概要を御説明申し上げます。

議案第 2 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたしましたとおり、町の一般職員については、平成28年度の人事院勧告による「育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告」を受け、政府が国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正をし、また地方公務員の制度といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正したため、町においても同様の改正を実施いたしました。町の企業職員についても一般職員に準じた同様の改正が必要となったわけでございます。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず初めに、第 6 条、第 8 条及び第 17 条については、一般職員に準じた改正をするものでございます。6 条については扶養手当、第 8 条については住居手当、第 17 条については給与の減額についての規定となっております。

最後に、附則について御説明を申し上げます。

附則につきましては、施行期日を規定しており、平成29年4月1日からとしております。

以上をもちまして、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第12号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第19、町長提出議案第12号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第12号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町立上里中学校施設の耐震化等の整備が終了したため、本案を提出するものでございます。

次に、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、概要でございます。

今回、条例の廃止を提案させていただきました上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例は、上里中学校の耐震化、老朽化対策事業実施のため、計画的な財源確保を目的といたしまして、平成21年度に設置したものでございます。

上里町では、平成23年度から平成28年度の6年間で上里中学校の本校舎棟、特別教室棟、屋内運動場の計3施設を整備してきたところでございます。いずれも3カ年の継続費により実施をいたしまして、総事業費は3つの施設合計で約21億6,000万円の見込みでございます。

これら上里中学校の耐震化、老朽化対策事業が終了することに伴いまして、上里中学校施設整備基金の役割も終わることから、本基金を廃止させていただきたいというものでございます。

次に、附則の説明でございます。

上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例は、平成29年4月1日に廃止することといたしまして、当該基金に属していた現金などの一切の財産を平成29年3月31日に、上里町教育施設整備基金へ引き継ぐことを規定をしております。

以上で、上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 上里中学校の建設が終わったので、この条例を廃止することは異存はないわけなんですけれども、今現在、その基金の残高がどのぐらいあって、上里町教育施設整備基金に引き継いだ場合の額はどのようになるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

現在の上里中学校整備基金でございますが、現在の残高は2,154万4,000円となっております。また、現在の教育施設整備基金の残高でございますが、1億9,700万円程度ということになってございます。こちらを上里中学校施設整備基金のほうを引き継ぐということになりますので、年度末残高といたしまして2億1,800万円程度ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 町長提出議案第13号 第5次上里町総合振興計画基本構想の策定について

○議長（納谷克俊君） 日程第20、町長提出議案第13号 第5次上里町総合振興計画基本構想の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第13号 第5次上里町総合振興計画基本構想の策定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成18年度に策定した第4次上里町総合振興計画は、町の将来像として「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン”上里」を定め、各分野で計画的に町づくりを進めてまいりました。

一方、我が国は、人口減少と少子高齢化が加速するとともに、国際化や高度情報化が進むなど社会経済環境が大きく変化しております。

また、総合振興計画は、町の将来像とそれを目指すための基本的な施策をあらわす重要な計画と言えます。この計画は、住民にとって町づくりに参画するための行動指針となり、町が国や県、広域圏施策事業と調整・連携を行うための指針とも言えます。

このような状況の中で、町ではこれまでの町づくりの成果を継承・発展させつつ、住民一人一人が力を合わせて新たな時代に挑んでいく町づくりの指針として「第5次上里町総合振興計画」を策定するに当たり、基本構想について議会の議決を得たく、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、提案をするものでございます。

以上で、第5次上里町総合振興計画基本構想の策定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 第5次上里町総合振興計画基本構想の策定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 町長提出議案第14号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

○議長（納谷克俊君） 日程第21、町長提出議案第14号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第14号について、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書第1条に規定する対象施設である深谷市産業会館の廃止による削除及び旧本庄商業銀行煉瓦倉庫を対象施設に加えるため、新たに公の施設の相互利用に関する協定書を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

この公の施設の相互利用とは、児玉郡市及び深谷市の住民の方であれば、対象施設となっている公共施設を設置市町の住民と同じ料金で使用できることや、設置市町の市民・町民に利用が限られていた施設を児玉郡市及び深谷市の市民、町民が広域的に利用できる制度でございます。

この制度につきましては、平成10年に児玉郡市6市町村で構成する児玉郡市21まちづくり協議会の中で調査、検討が行われ、各市町村で協議を行い、議会での承認後、協定書を締結し、平成11年2月1日から相互利用が開始をされました。その後、平成13年4月1日から岡部町が新たに加入し、平成18年1月1日から神川町と神泉村の合併、深谷市と岡部町の合併による変更があり、同年1月10日から本庄市と児玉町の合併による変更、そして施設の名称変更や追加、廃止によりその都度、変更協議と協定書の締結を行っております。

なお、協定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 町長提出議案第15号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第23 町長提出議案第16号 上里町町道路線の認定について

○議長（納谷克俊君） 日程第22、町長提出議案第15号 上里町町道路線の廃止についての件、日程第23、町長提出議案第16号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第15号から第16号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第15号 上里町町道路線の廃止について、議案第16号 上里町町道路線の認定についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、議案第15号の路線の廃止は、現在、道路形状がなく払い下げ予定があるため、別冊のとおり路線の廃止をしたく議案第16号の路線の認定は開発行為に伴う位置指定道路の寄附について、別冊のとおり路線の認定をしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、議案ごとの概要及び内容を御説明申し上げます。

まず、議案第15号 上里町町道路線の廃止についてでございますが、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおり1路線でございます。

町道5265号線については、現在、道路形状はなく、隣地者所有の畑の一部になっており、その所有者に払い下げ予定があるものでございます。

次に、議案第16号 上里町町道路線の認定についてでございますが、お手元に配付いたしました廃止・認定路線調書のとおり2路線でございます。2路線全てが開発行為に伴う位置指定道路の寄附によるものでございます。

以上で、上里町町道路線の廃止について、上里町町道路線の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第16号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第17号 財産の取得について

○議長（納谷克俊君） 日程第24、町長提出議案第17号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申しあげました議案第17号 財産の取得についてでございますが、地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得しようとする財産につきましては、上里町大字黛大道西487番2ほか63筆の上里ゴルフ場敷地内でございます。

2、地積につきましては、2万1,829平方メートルでございます。

3、取得財産の価格は、2,008万2,680円でございます。

4、契約の相手方は、契約件数8件、契約人数8人でございます。

提案理由でございますが、児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園（上里ゴルフ場）整備事業に係るゴルフ場用地を取得したく、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明を申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置しております。

平成21年4月にそれまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町は施設を管理してまいりました。

都市緑地として都市計画決定された都市公園であり、権原取得が原則であること及び借地継続による財産負担を踏まえ、児玉都市計画緑地事業1号上里町烏川・神流川総合運動公園の県知事の認可を受けて用地取得するものであり、公営ゴルフ場として住民の憩いの場、地域活性化につながる施設として適切に維持管理・安定運営していくものでございます。

土地所有者の意向を踏まえ、8名の権利者よりコース部2万1,829平方メートルを2,008万2,680円で取得するものでございます。土地の詳細につきましては、お手元に配付をいたしました別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第25 町長提出議案第18号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第25、町長提出議案第18号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第18号 平成28年度上里町一般会計補正

予算（第6号）について御説明いたします。

平成28年度上里町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,037万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億2,930万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」とするものでございます。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」により変更するものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款3利子割交付金は100万円の減額補正、款4配当割交付金は600万円の減額補正、款5株式等譲渡所得割交付金は1,300万円の減額補正で、いずれも決算見込みにより減額をするものでございます。

款10地方交付税は8,474万9,000円の増額補正で、交付額の確定により増額をするものでございます。

款12分担金及び負担金は807万9,000円の減額補正で、保育所運営費保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金、老人施設措置者本人及び扶養義務者負担金の減額となっております。

款13使用料及び手数料は142万3,000円の減額補正で、町営住宅使用料、町営住宅行政財産使用料の減額となっております。

款14国庫支出金は8,134万4,000円の減額補正で、主な内容は国民健康保険分の保険基盤安定負担金過年度障害者自立支援給付費負担金などの増額や保育所等整備交付金、児童手当交付金などの減額となっております。

款15県支出金は438万7,000円の減額補正で、主な内容は子どものための教育・保育給付費負担金、国民健康保険分の保険基盤安定負担金などの増額や特別保育事業費補助金、児童手当負担金などの減額となっております。

款16財産収入は1,644万円の増額補正で、主な内容は廃道敷などの普通財産売払代金の増額や各種基金利子の増額及び減額となっております。

款17寄附金は120万円の増額補正で、ふるさと寄附金などの一般寄附金の増額となっております。

款19繰越金は1億3,211万8,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は254万4,000円の減額補正で、主な内容は雑入の増額や自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などの減額となっております。

款21町債は1億4,710万円の減額補正で、道路維持補修事業債の増額や橋梁維持事業債、上

里中学校屋内運動場改築事業債の減額となっています。

歳入合計は、現予算に対し3,037万円を減額し、94億2,930万3,000円とするものでございます。

次に、4ページから5ページまでが歳出でございます。

議会費から教育費まで各項目の主な共通点といたしまして、職員配置等を勘案した給与の増額及び減額補正がございます。

初めに、款1議会費は100万5,000円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款2総務費は2億5,231万6,000円の増額補正で、主な内容は財政調整基金積立金、減災基金積立金、徴収事業還付金などの増額やコミュニティ助成事業助成金、道路照明灯等電気料などの減額となっております。

款3民生費は2億1,543万3,000円の減額補正で、主な内容は民間保育所等委託料、臨時福祉給付金支給事業補助金返還金などの増額や保育所等整備交付金、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金などの減額となっております。

款4衛生費は582万3,000円の減額補正で、不妊治療費助成事業補助金、保健センター施設備品購入費、小児医療救急支援事業負担金の増額や妊婦歯科検診事業委託料の減額となっております。

款5農林水産業費は118万9,000円の減額補正で、主な内容は中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、環境保全型農業直接支援対策補助金の増額や、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額となっております。

款6商工費は190万8,000円の減額補正で、指定企業雇用促進奨励金、町内産業特産品振興事業消耗品の増額や職員給与費の減額となっております。

款7土木費は540万6,000円の減額補正で、主な内容は公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、長幡児童公園改修工事の増額やゴルフ場用地土地購入費公共下水道事業補助金などの減額となっております。

款8消防費は68万3,000円の減額補正で、消防団員退職報償金の減額となっております。

款9教育費は3,993万4,000円の減額補正で、主な内容は教育施設整備基金積立金の増額や上里中学校屋内運動場改築事業の委託料及び工事請負費、小中学校の就学援助費などの減額となっております。

款10公債費は1,092万3,000円の減額補正で、長期債元金の増額と長期債利子の減額となっております。

款11諸支出金は38万2,000円の減額補正で、主な内容は各種基金利子の増額及び減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し3,037万円を減額し、94億2,930万3,000円とするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳事業287万2,000円、農林水産業費の農業振興事業2,958万1,000円、土木費の児玉工業団地アクセス道路事業1,325万2,000円、橋梁維持事業1,030万円、公園管理事業106万4,000円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、土木債の道路維持補修事業債を20万円増額、橋梁維持事業債を60万円減額し、教育債の上里中学校屋内運動場改築事業債を1億4,670万円減額するものでございます。これは各種工事費の見込みからそれぞれ補正を行うものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧で御説明を申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 岡村拓哉君補足説明〕

○議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第18号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 1ページから2ページにかけてのところで質問したいんですけども、総合政策係のところでありまして、軒並みと基金が積み立てられるわけですね。ですから、いわゆる年度末に来て不要な部分だとか、当初見込みよりも減額した部分等で残ったお金を基金として積んでいこうということだと思います。この基金だけでも4億円近いわけなんですけれども、減債基金につきましては公債費の返還がだいぶ上がってきてまして、たし

か以前の説明でピークが30年か31年と言われたような気がするんですけども、そういうさまざまな事情もありますし、公共施設のアセットマネジメントの関係や、学校教育施設の老朽化等に伴う、今後必要経費になるということは理解できますけれども、やはり今、町民の生活を考えたときに、もう一つのページで非常に微々たるお金でありますけれども、母子衛生費のところの妊婦歯科検診事業委託料が減額になっていたりする関係は、やはり妊婦さんが当初予定していたより少なかったんじゃないかなというふうに思ったりします。そうすると、やはり子育て支援、生み育てやすい環境づくりの不足があるんじゃないかなというふうに思ったりしますので、毎年毎年、3月年度末になると基金がどんどん、貯金をして有意義に使っていく方向も1つの堅実なやり方ではあると思いますけれども、やはり生かすべきところは生かす必要もあると思いますので、この辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） それでは、沓澤議員の御質問に対して御説明を申し上げたいと思います。

御質問では、基金の積み立てについて、その趣旨は御理解はいただける、一方で、各種事業についても積極的に使っていく、支出をしていくこともあるのではないかという中で、その基金の積み立てということの部分についての考え方ということでございます。今回、補正予算として積み立てを行っておりますのは、1ページ目から2ページ目にかけてでございますように減債基金につきましては5,000万円、財政調整基金につきましては1億5,895万5,000円、公共施設等用地取得及び施設整備基金について7,500万円、教育施設整備基金について1億2,500万円ということでございます。

まず、順番にですが、減債基金につきましては議員おっしゃるように、これから地方債の償還につきましては特に緊急防災減災対策債、この償還が今年度から本格的に始まっておりまして、35年度ぐらいまでは高い水準で推移することが見込まれているということで、今後は年1億円程度継続して取り崩しを見込んでいるという状況があるものですから、積極的なここは積み立てていかざるを得ない部分なんだろうというふうに考えております。

また、公共施設等用地取得及び施設整備基金、こちらにつきましてもおっしゃるようにアセットマネジメントという中で、多くの公共施設がその老朽化を迎えておりまして、修繕、改修、あるいは今後、更新、複合化、除却というような選択もあろうかと思いますが、こういったものに対応していくための準備が必要となると。特に学校について言えば、地方債の交付税算入措置、ある場合もあるわけですが、学校以外の公共施設についてはそういったメニューがないものも多いという中で、一般財源と基金というものをうまくミックスさせながら活用していく

必要があるということから、ここにはある程度、やっぱり積み立てというものを積極的に、長い目で見据えたときにはしていかななくてはいけないだろうというふうに思いますし、教育施設基金についても同様でございます。

財政調整基金でございますが、今回の積み立て1億5,800万円でございますが、これを積み立てをしますと年度末残高といたしまして11億7,000万円程度を見込んでおります。年度末としては10億円を超えてくるということになるんですが、当議会において上程をさせていただいております29年度予算、ここまで見ますとやはり10億円を割ってくる、取り崩し分を含めて10億円を割ってくるような状況を見込んでおります。これまでもご説明をさせていただいたこともございますが、平成26年度の雪害のような緊急的な対応のために、ある程度財政調整基金というものは見ておかななくてはいけないところもありますし、また予定していないところの中でも給食組合の負担金、児玉郡市広域市町村圏組合の負担金についても今後増額が予定を見込まれているようなところもございます。こういったところを見ますと、ある程度こういったものには積んでおかなければいけない。特に財政調整基金については10億円から15億円程度ぐらいはやはり見ておくということが必要なのかなということで考えまして、今回、補正として計上させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 2ページの中段にありますくらし安全課の生活環境係の防犯灯の電気料ということで270万円ほど減額になっていると思うんですけども、これは恐らくLED化、町内の防犯灯は26年度ぐらいまでにLED化が完了していたように記憶があるんですけども、まずLED化が100%済んでいるのかどうか。

それと、恐らく26年度、私の記憶ではそう思っているんですけども、その後、電気料というのは削減される、それと寿命が長いということで、こういったLED化に舵を切ったと思うんですけども、その辺について、これが28年度の補正ですから、27年度、LED化になってからどういうふうに推移しているか、説明をお願いできますか。

○議長（納谷克俊君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に対しまして御説明申し上げます。

今回270万2,000円の補正減ということでございますけれども、この減につきましては、電気料は前払いで計上させていただいておりますので、東京電力のほうから前払いで請求が来ます。

前払いの対象期間に相当する前払い金として650万5,300円前払い金が発生しておりまして、それに前回の前払い金の過払い分が91万4,864円ございまして、その650万円から91万4,000円、それを差し引くとこの差額になってくるわけでございます。LED化につきましては、ほぼ100%となっておりますけれども、一部水銀灯であるとか、道路照明関係はなっておりません。何%かという数字は手元にはございませんが、ほぼ100%と見ております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 今の説明ですと、前払い、東京電力に支払っているのが約650万円、91万4,000円を引いて272万円にはならないんじゃないかなと思うんですけれども、その説明はちょっとおかしいと思うんですけれども、もう一度お願いできますか。

○議長（納谷克俊君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 望月 誠君発言〕

○くらし安全課長（望月 誠君） 齊藤崇議員の御質問に御説明を申し上げます。

650万円というのは当初の東京電力からの前払い金の額でございまして、当初予算は833万円計上してございますので、その当初予算と実際の東電さんからの請求の差額が約272万円ということでございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 14番、植原です。

1ページのところの総務課のコミュニティ活動事業、コミュニティ助成事業助成金250万円の減額でありますけれども、この内容を説明のときにちょっと聞き漏らしてしまったということもありますので、その内容について。それから、助成を受けてこの事業を行いたいと待っている団体もあるかと思っておりますので、そこら辺もわかりましたらお願いしたいと思います。

2点目もいいですか。あとは、学校建設室の工事請負費、改築・解体工事等1億4,013万9,000円の減額でありますけれども、ちょっと額が大きいですのでその内容等について御説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

○総務課長（岸 智敏君） 植原議員の御質問につきまして御説明させていただきます。

まず、コミュニティ助成事業の関係でございますけれども、当初2団体を予算で希望しておりましたけれども、2団体の助成がならず、1団体が採用漏れたということで1団体分の減ということでございます。なお、幾つかの団体から要望が来ておりまして、引き続き来年度以降、要望をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 植原議員の御質問に御説明申し上げます。

屋内運動場の工事費の減額でございますけれども、当初、事業立ち上げの際に概算で積み上げました工事費に対しまして、詳細設計を行いました。そのときの差額、それからその詳細設計をもとに入札を行いましたときの差額、その分の合計額ということでございます。ちなみに、入札の際には設計金額8億8,790万円に対しまして落札金額が8億600万円ということで、この差異でもう既に8,100万円ほどの差額が出てございますのでその差を足したものでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） ちょっと聞き漏らしたのもう一度説明をお願いしたいんですけども、4ページのまち整備課の公園管理事業の中の長幡児童公園改修工事、これが106万4,000円、歳出のほうで計上されているんですけども、1ページのどこからこれが該当するのか、ちょっともう一度説明をお願いできますか。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

先ほどの御説明ではわかりにくかった説明の点もありまして申しわけございません。

再度御説明させていただきますと、まち整備課建設管理都市計画係の主な歳出、◎の2つ目、公園管理事業、長幡児童公園改修工事でございます。こちらについては、現在、県によって進められております県道藤岡本庄線の拡幅に伴う長幡児童公園の改修工事を実施するための費用として106万4,000円を増額しているというふうに申し上げたところでございます。この部分の充当でございますが、1ページの総務課庶務係管財契約系の部分で計上をしております財産収

入、一番上でございますが、財産収入、普通財産売払代金、このうち県からの補償費を充てておるものでございます。この部分については、補償費のうち100万2,000円と繰越金の部分、こちらを財源として公園管理事業の財源として充てているということになります。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 町長提出議案第19号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第26、町長提出議案第19号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第19号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,203万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,003万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1国民健康保険税は1,135万円の減額補正で、退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度課税分について、調定額と年度末の収納見込み額から減額をするものでございます。

款3国庫支出金は5,363万円の減額補正で、国庫負担金の今年度交付額が確定したことにより高額医療費共同事業一般疾病負担金が増額、療養給付費負担金や後期高齢者支援金負担金が減額となっています。

款4療養給付費交付金は2,546万円の減額補正で、退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等が制度廃止の影響により減少していることから歳入も減額となっております。

款6県支出金は269万1,000円の増額補正で、県負担金の高額医療費共同事業一般疾病負担金が確定により増額となっています。県補助金は歳出の共同事業拠出金のうち、生活習慣病予防対策事業負担金の減額補正により特別調整交付金が減額となっています。

款7共同事業交付金は1,256万2,000円の増額補正で、内容は交付金の確定により高額医療費共同事業交付金の増額及び保険財政共同安定化事業交付金の減額となっています。

款9繰入金は7,057万5,000円の減額補正で、一般会計からの繰入金について確定による保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業及び職員給与費等の物件費分の増額、執行状況により出産育児一時金等職員給与費等の人件費分及び繰越金の充当により、その他一般会計繰入金の減額となっています。

款10繰越金は1億372万3,000円の増額補正で、療養給付費交付金分の繰り越しがないことによる減額と前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現予算に対しまして4,203万9,000円を減額し、41億4,003万5,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は259万円の減額補正で、職員給与等給与費の減額によるものでございます。

款2保険給付費は3,970万2,000円の減額補正で、主な内容は退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について制度廃止の影響による給付額の減少により減額となっています。また、出産育児一時金が執行状況による減額となっています。

なお、高額療養費について、歳入の特定財源等の補正に伴う財源補正がございます。

款7共同事業拠出金は25万3,000円の増額補正で、内容でございますが、高額医療費共同事業医療費拠出金の増額、保険財政共同安定化事業拠出金、その他共同事業拠出金の生活習慣病重症化予防対策事業負担金の減額で、いずれも確定により補正をするものでございます。

なお、款3後期高齢者支援金と款4前期高齢者納付金等につきましては、予算額に移動はあ

りませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源補正がございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し4,203万9,000円を減額し、41億4,003万5,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第19号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 町長提出議案第20号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第27、町長提出議案第20号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第20号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,076万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び

当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は377万8,000円の減額補正で、主な内容は、介護給付費の国庫負担金の変更交付決定及び地域支援事業費の変更に伴う国庫補助金の減額となっております。

款3支払基金交付金は1,853万2,000円の減額補正で、主な内容は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の変更決定に伴う交付金の減額となっております。

款4県支出金は104万6,000円の減額補正で、主な内容は、介護給付費の県負担金の変更交付決定及び地域支援事業費の変更に伴う県補助金の減額となっております。

款5繰入金は1,525万7,000円の減額補正で、主な内容は、精算などによる一般会計繰入金の減額となっております。

款6繰越金は3,250万円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、現予算に対しまして611万3,000円を減額し、16億9,076万8,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は112万円の減額補正で、主な内容は一般管理費に属する職員の給料、手当等の減額となっております。

款3基金積立金は460万3,000円の減額補正で、主な内容は国・県の負担金並びに支払基金交付金の確定による減額となっております。

款4地域支援事業費は39万円の減額補正で、主な内容は包括支援事業、任意事業などに属する職員の給料、手当等の減額となっております。

なお、保険給付費は国・県支払基金の交付決定により財源補正を行うものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして611万3,000円を減額し、16億9,076万8,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第28 町長提出議案第21号 平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第28、町長提出議案第21号 平成28年度上里町後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第21号 平成28年度上里町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739万1,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,030万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び
当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に
よるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料は784万1,000円の増額補正で、現年度分の
被保険者等の増加によるものでございます。

款3繰入金は41万2,000円の減額補正で、主な内容は、前年度繰越金等の調整による増額、
埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額、保険料の軽減分でございます。保険
基盤安定負担金の繰入金の減額で、いずれも確定によるものでございます。

款4繰越金は3万8,000円の減額補正で、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、現予算に対しまして739万1,000円を増額し、2億3,030万5,000円とするもの
でございます。

次に、歳出となります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は739万1,000円を増額補正で、内容は後期高齢者医療広
域連合への負担金のうち、保険料の負担金分等の増額、事務費等の共通経費負担金の減額、保
険料の軽減分でございます。保険基盤安定負担金の減額で、いずれも確定によるものでござい
ます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し739万1,000円を増額し、2億3,030万5,000円とするもの
でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 平成28年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい
ての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第29 町長提出議案第22号 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）

○議長（納谷克俊君） 日程第29、町長提出議案第22号 平成28年度上里町農業集落排水事業
特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第22号 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条ですが、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入予算補正でございます。

款3繰入金は124万2,000円の減額補正とし、910万1,000円とするもので、項1他会計繰入金を減額するものでございます。

款4繰越金は124万2,000円の増額補正とし、134万2,000円とするもので、項1繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に移動はありませんので、補正後額につきましても補正前と同様1,316万4,000円とするものでございます。

以上で、上里町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 平成28年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 町長提出議案第23号 平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（納谷克俊君） 日程第30、町長提出議案第23号 平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第23号 平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成28年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成28年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的支出の第1款事業費を既決予定額に対しまして400万7,000円減額し、5億6,413万円とするもので、第1項営業費用の減額となっています。

第3条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費を既決予定額に対しまして358万7,000円減額し、5,562万6,000円とするものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第23号 平成28年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起

立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 町長提出議案第24号 平成28年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第31、町長提出議案第24号 平成28年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第24号 平成28年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成28年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成28年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収入及び支出の補正につきましては、他会計補助金の減額及び職員の減による給与費の補正を行うものでございます。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益を既決予定額に対しまして65万8,000円減額し、2億3,105万2,000円といたします。第2項営業外収益を減額する補正でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費を既決予定額に対しまして634万9,000円減額し、2億2,334万5,000円といたします。第1項営業費用を減額する補正でございます。

第3条 予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,236万円を9,127万2,000円に、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額744万6,000円を446万4,000円に、過年度損益勘定留保資金1,707万9,000円を3,017万2,000円に、当年度損益勘定留保資金5,783万5,000円を5,663万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入を既決予定額に対しまして2,070万円減額し

1億4,441万4,000円といたします。第1項企業債及び第2項国庫補助金を減額する補正でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,178万8,000円減額し、2億3,568万6,000円といたします。第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条 予算8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

1 職員給与費の既決予定額に526万3,000円を減額し、2,128万5,000円といたします。

以上で下水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 平成28年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時21分散会